

様式第1号(第7条関係)

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号)4272000216 南相馬市超高速インターネット光ファイバーケーブル支障移転業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区横手字川原地内
	種類	物品委託
	概要	NTT所有の電柱に添架している市保有の光ケーブルの移転
相手方	名称	東日本電信電話株式会社 ビジネス&オフィス営業推進本部 福島法人営業部門
	代表者	福島法人営業部門長 吉宗 俊哉
	所在地	福島県福島市山下町5番10号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	9号	落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>超高速インターネット光ファイバ網は、南相馬市民に対し超高速インターネットサービスを提供することを目的として、市に代わってサービスの提供が可能な通信事業者に貸し出すために敷設したものであり、本市において超高速インターネットサービスを提供できる通信事業者は上記業者のみであることから、同業者と光ファイバ網に係る賃貸借契約及び保守業務委託契約を締結している。</p> <p>光ファイバケーブルの支障移転業務を行うためには、上記契約に基き市民に提供されている超高速インターネットサービスに影響を及ぼさないよう保守業務と一体として行う必要があることから、保守業務委託契約の締結業者である上記業者しか光ファイバケーブルの支障移転業務を行えないため、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
工事等担当課名 { 総務部 情報政策課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4272000226 社会保障・税番号制度システム改修業務委託（総務省分）
	履行場所	情報政策課
	種類	業務委託
	概要	住民情報システムにおける、社会保障・税番号制度対応改修業務委託
相手方	名称	(株)日立情報システムズ東北支社
	代表者	支社長 堀谷 敦
	所在地	宮城県仙台市青葉区本町二丁目15番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】	
	<p>本業務は、平成28年1月より開始される社会保障・税番号制度に対応するために、本市で導入している住民情報システムを改修するものである。そのため、当該処理を適正に遂行できるのは、当該システムを開発し、システムの運用方法にも精通している上記業者しかないので、上記業者と随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [総務部 情報政策課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号(第7条関係)

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号)4272000227 社会保障・税番号制度システム改修業務委託(厚労省分)
	履行場所	情報政策課
	種類	業務委託
	概要	住民情報システムにおける、社会保障・税番号制度対応改修業務委託
相手方	名称	(株)日立情報システムズ東北支社
	代表者	支社長 堀谷 敦
	所在地	宮城県仙台市青葉区本町二丁目15番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	9号	落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】	
	<p>本業務は、平成28年1月より開始される社会保障・税番号制度に対応するために、本市で導入している住民情報システムを改修するものである。そのため、当該処理を適正に遂行できるのは、当該システムを開発し、システムの運用方法にも精通している上記業者しかないので、上記業者と随意契約とする。</p>	
工事等担当課名〔 総務部 情報政策課 〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 7 2 0 0 0 2 2 8 社会保障・税番号制度システム改修業務委託 (厚労省_生保分)
	履行場所	情報政策課
	種類	業務委託
	概要	生活保護システムにおける、社会保障・税番号制度対応改修業務委託
相手方	名称	北日本コンピューターサービス (株)
	代表者	
	所在地	秋田県秋田市南通築地 1 5 - 3 2
根拠規定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	2 号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3 号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4 号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5 号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8 号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9 号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、平成 2 8 年 1 月より開始される社会保障・税番号制度に対応するために、本市で導入している生活保護システムを改修するものである。そのため、当該処理を適正に遂行できるのは、当該システムを開発し、システムの運用方法にも精通している上記業者しかないので、上記業者と随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [総務部 情報政策課]		

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号(第7条関係)

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号)4272000247 ごみ焼却処理施設1号燃焼帯ストーカ仮ロストル交換修繕
	履行場所	南相馬市原町区上北高平字東高松 地内
	種類	物品修繕
	概要	仮ロストル交換修繕 一式 現時点でロストルの損傷が著しく、ダイオキシン類測定結果にも影響をもたらすことから喫緊の施工状況であり、基幹的設備改良工事では2、3年後の施工となることから、今回応急的に行うもの
相手方	名称	三機化工建設株式会社
	代表者	代表取締役 藤井 雅則
	所在地	東京都中央区明石町8番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、現在稼働している燃焼帯ストーカ仮ロストルの交換であり、本設備は自社独自で開発した製品であり他社での製作は困難であること、また既存装置と互換性があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 { 生活環境課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 7 2 0 0 0 2 4 8 ごみ焼却処理施設1号炉炉下コンベア修繕
	履行場所	南相馬市原町区上北高平字東高松 地内
	種類	物品修繕
	概要	1号炉炉下コンベア修繕 一式 現時点でコンベア内の頭部スプロケット、駆動軸の損傷が著しく、故障が頻繁に発生しており、ごみ焼却量にも影響をもたらすことから喫緊の施工状況であり、今回実施するものである。
相手方	名称	三機化工建設株式会社
	代表者	代表取締役 藤井 雅則
	所在地	東京都中央区明石町8番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、現在稼働している1号炉炉下コンベアの修繕であり、本設備は自社独自で開発した製品であり他社での製作は困難であること、また既存装置と互換性があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 { 生活環境課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号(第7条関係)

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号)4272000249 食品等放射能簡易分析装置保守点検業務委託(CAN-OSP-NAI)
	履行場所	原町生涯学習センター 外
	種類	業務委託
	概要	食に対する安全安心の確保を図るため、福島県から貸与された放射能簡易分析装置33台を市内各施設に配置し、自家消費野菜等の検査を行っている。分析装置は放射能測定の正確性を確保するため、年に一回の保守点検を行う必要があり、この業務を委託する。
相手方	名称	宝化成機器株式会社
	代表者	代表取締役 阿部 信幸
	所在地	福島県郡山市喜久田町卸一丁目62番地1
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】 本市に設置してある分析装置のうち、「CAN-OSP-NAI」33台については上記事業者が納入者であり、分析装置の保守点検は上記事業者しか行えないことから、上記事業者と随意契約を締結するものである。	
	工事等担当課名 [生活環境課]	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 4 2 7 2 0 0 0 2 5 0 南相馬市農地除染に伴う除染除去物運搬及び一時集積所管理・撤去等調査設計・積算業務委託
	履行場所	農地除染課
	種 類	業務委託
	概 要	市内に点在する50か所の一時集積所等の現況を調査し、仮置場が受け入れ可能となるまでの一時集積所等の維持管理、一時集積所等から仮置場までの積込・運搬業務、除去物移動完了後の一時集積所等の撤去、及び撤去後の原形復旧(一部除染含む)までの業務について設計業務を委託するもの。
相 手 方	名 称	八千代エンジニアリング株式会社 東北支店
	代 表 者	宮城県仙台市青葉区二日町1番23号
	所 在 地	常務取締役支店長 板垣 一也
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、現在履行中の農地除染作業に伴い発生する除去物を、一時集積所等からの運搬及び一時集積所の管理・撤去作業を発注するための設計・積算業務である。</p> <p>業務遂行にあたっては、当市の農地除染状況及び一時集積所等を熟知していることが求められるが、当該事業者は、現在、農地除染作業の監理業務を受託しており、既に当市の農地除染作業の情報を蓄積していることから、速やかに本業務を遂行でき、復旧復興の業務が円滑に行えることから随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 [農地除染課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4272000251 復興事業に係る土地情報調査業務委託
	履行場所	南相馬市災害危険区域
	種類	調査業務委託
	概要	土地情報調査及びデータベース構築業務委託(権利等調査) 調査対象地区 南相馬市災害危険区域(1,980ha)
相手方	名称	㈱千代田コンサルタント 南相馬事務所
	代表者	所長 荒井 裕則
	所在地	福島県南相馬市原町区旭町3丁目38番地1
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】	
	<p>防災集団移転促進事業で買い取った土地は、土地改良事業に編入し復興事業用地として利活用されるため、移転促進区域内と移転促進区域外の土地情報を一体的に管理する必要がある。</p> <p>当該事業者は移転促進区域内の土地情報のデータベース化を行っており、今回の移転促進区域外の土地情報のデータと、既存のデータを統合・管理できる唯一の事業者であるため随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 [都市計画課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4272000254 鹿島生涯学習センター地下オイルタンク槽内浸水復旧作業
	履行場所	南相馬市鹿島区寺内字迎田地内(鹿島生涯学習センター)
	種類	修繕
	概要	鹿島生涯学習センターの冷暖房用の冷温水発生装置の地下タンク内及び供給管に混入した水を除去し、使用不能となった冷房機能の回復・修繕を行うもの。
相手方	名称	東北三建サービス工事株式会社
	代表者	取締役社長 寺本 明男
	所在地	宮城県仙台市青葉区本町1丁目13番22号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、冷温水発生装置内に浸出した水により、空調機器が正常に作動できない状況となっていることから、緊急の修繕を行うものである。</p> <p>当該業者は、鹿島生涯学習センターの冷暖房設備の設置業者であり、開館以来、保守点検を担当して設備を熟知していることから、今回の緊急修繕に対応が可能であるため、随意契約をするもの。</p>	
工事等担当課名 { 文化スポーツ課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号(第7条関係)

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号)4272000270 原町斎場1号キャリア台車交換修繕
	履行場所	原町斎場
	種類	物品修繕
	概要	1号キャリア台車交換修繕 一式 既設の台車ブロックからキャリア台車を取り外し、台車交換後、調整を行い試運転確認する。
相手方	名称	株式会社宮本工業所
	代表者	代表取締役 宮本芳樹
	所在地	富山市奥田新町12番3号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、原町斎場の台車ブロックを移動するためのキャリア台車の交換修繕であり、台車ブロック、キャリア台車ともに原町斎場の火葬炉寸法を基準とし、上記業者が独自に設計、オーダーメイドで製造した製品であるため、他社での修繕は困難であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [生活環境課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4272000271 原町斎場1号・2号主燃炉N煉瓦修繕
	履行場所	原町斎場
	種類	物品修繕
	概要	1号・2号主燃炉N煉瓦修繕 一式 損傷しているN煉瓦及び耐火煉瓦を解体し、積替後養生を行い試運転確認する
相手方	名称	株式会社宮本工業所
	代表者	代表取締役 宮本芳樹
	所在地	富山市奥田新町12番3号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	9号 落札者が契約を締結しないとき	
	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、原町斎場の火葬主燃炉内のN煉瓦の修繕であり、N煉瓦は上記業者独自のものです。他社では部品の調達、交換修繕が困難であること、また既存設備（主燃炉内）との互換性を要することから、地方自治法施行令第167条の2第1項2号により当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [生活環境課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4272000279 行政情報システム社会保障・税番号制度対応改修業務委託
	履行場所	情報政策課
	種類	業務委託
	概要	行政情報システムにおける、社会保障・税番号制度対応改修業務委託
相手方	名称	日本電気株式会社福島支店
	代表者	支店長 大野 淳一
	所在地	福島県福島市本町5番5号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、平成28年1月より開始される社会保障・税番号制度に対応するために、本市で導入している行政情報システムを改修するものである。そのため、当該処理を適正に遂行できるのは、当該システムを開発し、システムの運用方法にも精通している上記業者しかないので、上記業者と随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [情報政策課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。